

平成29年10月31日裁決

## 主文

本件審査請求を却下する。

## 事実及び理由

### 第1 本件審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、日本年金機構〇〇年金事務所徴収職員が、平成〇年〇月〇日付けでした後記第2の2記載の原処分を取消しを求めるということである。

### 第2 本件審査請求に至る経緯及び事案の概要 以下の事実は、本件記録により明らかである。

1 a社は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主であるところ、平成〇年〇月〇日時点において、健康保険の保険料合計〇〇〇万〇〇〇〇円、厚生年金保険の保険料合計〇〇〇〇万〇〇〇〇円及び子ども・子育て拠出金(平成〇年〇月以前の分は児童手当拠出金)合計〇〇万〇〇〇〇円の総計〇〇〇〇万〇〇〇〇円(以下、これらを併せて「本件滞納保険料等」という。)を滞納していた。

2 厚生労働大臣から健康保険料及び厚生年金保険料の督促及び滞納処分に係る権限の事務を受任した日本年金機構(健康保険法第204条第1項第15号、第180条、厚生年金保険法第100条の4第1項第29号、第86条)の〇〇年金事務所徴収職員は、平成〇年〇月〇日、本件滞納保険料等を徴収するため、a社が第三債務者b銀行(c支店)に対して有するとされる下記①、②の普通預金債権の払戻請求権(以下「本件預金債権」という。)を差し押さえる処分をした(以下、この処分のうち、子ども・子育て拠出金及び児童手当拠出金に関する部分を除くその余の部分を「原処分」という。)

① 普通預金(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇・口座名義「a社」)

② 普通預金(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇・

口座名義「a社賃料管理口座」)

3 本件は、「a社d支店支配人A」を称する請求人が、原処分を取消しを求めて、平成〇年〇月〇日(受付)、当審査会に審査請求をした事案である。

### 第3 請求人の主張

請求人の主張は、a社と請求人とは別人格であるところ、本件預金債権は請求人に帰属するものであり、a社に帰属するものではないから、これらを差し押さえた原処分は違法であり、取り消されるべきであるというものである。

### 第4 当審査会の判断

1 健康保険法第190条は、保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は同法第180条所定の保険料等の督促及び滞納処分に不服がある者は当審査会に対して審査請求をすることができる旨を規定し、厚生年金保険法第91条は、保険料の賦課若しくは徴収の処分又は同法第86条所定の保険料の督促及び滞納処分に不服がある者は当審査会に対して審査請求をすることができる旨を規定している。

2 しかし、上記各処分に不服がある場合の審査請求制度は、国民の権利救済のための手続であるから、不服申立ての利益がある場合でなければこれをすることができないものと解するのが相当である。そして、その不服申立ての利益の有無は、不服申立人の主張が認められたとすれば、不服申立人において得られるであろう法律上の利益があるか否かという観点から検討すべきであり、その結果、不服申立人の主張が認められたとしても、何らの権利又は法律上の利益が得られない場合には、不服申立ての利益がないから、その不服申立ては認められないというべきである。

3 ところで、本件記録によれば、原処分に係る差押えについては、平成〇年〇月〇日に差押債権(本件預金債権)の全額が取り立てられ、同月〇日に債権者である〇〇年金事務所徴収職員に取立金全額が交付され、同年〇月〇日に取立金が本

件滞納保険料等に充当されていることが認められ、既に差押手続が終了していることが明らかである。そうすると、原処分は目的を完了して消滅しているから、請求人には、原処分に対する不服申立てをすることによって得られる権利又は法律上の利益はないというべきである。本件審査請求は、不服申立ての利益を欠くから不適法であり、その不備は補正することができない。

- 4 よって、本件審査請求は、不適法であって、その不備を補正することができないことが明らかであるから、社会保険審査官及び社会保険審査会法第44条、第6条の規定により、これを却下することとして、主文のとおり裁決する。